

予算常任委員会

令和5年10月25日(水)

予 算 常 任 委 員 会

定例会名 令和5年第3回定例会
招集日時 令和5年10月25日(水) 午前10時開会
招集場所 市役所 第3会議室

出席委員 11名

委 員 長	黒 木 のぶ子
副 委 員 長	塚 原 正 彦
委 員	須 藤 京 子
〃	小松崎 伸
〃	山 本 伸 子
〃	池 辺 己実夫
〃	伊 藤 裕 一
〃	鈴 木 勝 利
〃	大 森 和 夫
〃	加 藤 政 之
〃	高 嶋 基 樹

欠席委員 なし

出席説明員

市長公室長	滝 本 仁
経営企画部長	二野屏 公 司
総務部長	飯 野 喜 行
市民部長	小 川 茂 生
保健福祉部長	渡 辺 恭 子
環境経済部長	大 徳 通 夫
建設部長	長谷川 啓 一
教育部長	吉 田 茂 男
議会事務局長	野 口 克 己
市長公室次長兼 秘書課長	稲 葉 健 一
広報政策課長	植 田 英 子
経営企画部次長兼 財政課長	糸 賀 修

政策企画課長	淀川欽市
デジタル推進課長	大町泰介
総務部次長兼 人事課長	本多 聡
管財課長	小林浩子
市民部次長兼 市民活動課長	飯島希美
総合窓口課長	橋本早苗
リフレ市民窓口課長	齊藤孝順
地域安全課長	風間正志
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋頼輝
学校教育課長	北島道夫
文化芸術課長	木本拳周
保健福祉部次長兼 医療年金課長	石野尚生
保健福祉部次長兼 高齢福祉課長	宮本史朗
社会福祉課長	石塚 悟
こども家庭課長	長江弘美
健康づくり推進課長	野口信子
環境政策課長	飯島敦子
農業政策課長	後藤勇雄
建設部次長兼 下水道課長	野島正弘
庶務議事課長	飯田晴男

議会事務局出席者

書	記	山根 学
〃		澤城 裕介
〃		山越 和子
〃		丸山 智徳
〃		宮田 修
〃		椎名 紗央里
〃		田上 洋子

令和5年第2回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 予算常任委員会

議案第 59号	令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）
議案第 60号	令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 61号	令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 62号	令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
議案第 63号	令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

午前9時56分開会

○黒木委員長 皆様、改めましておはようございます。

少々時間前ではございますが、全員おそろいなので議事を進めてまいりたいと思います。

ただいまから、予算常任委員会を開会いたします。

本委員会に付託されました案件の審査は、分割して行います。まず、教育委員会所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました教育委員会所管の案件は

議案第59号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。学校教育課長。

○北島学校教育課長 おはようございます。学校教育課の北島です。よろしく願いいたします。

一般会計補正予算（第4号）のうち、学校教育課所管の部分について御説明いたします。

資料の12ページ目、13ページ目の上から4段目の表を御覧ください。

款10教育費項02小学校費目01学校管理費0103小学校を管理運営する32万3,000円の歳出増となっております。

こちらは、校外学習やプール学習等で児童を送迎する公用バスがエアコンが故障したことによりまして8月から10月まで民間バスの借上げが必要となったため、それに伴う費用の補正となります。

続きまして、その下、款10教育費項03中学校費目01学校管理費0104中学校を管理運営する32万3,000円の歳出増となっております。こちらと同じように、プール学習で生徒を送迎するための民間バスを借上げる費用の補正となります。

以上です。

○黒木委員長 提案者の説明は終わりました。失礼しました。文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 文化芸術課木本です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

私からは、同じく議案第59号牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、文化芸術課分について御説明させていただきます。

資料の12ページ、13ページを御覧ください。

1つ目は、款が10教育費、項が5社会教育費社会教育総務費のうち、0132文化芸術活動を展開するの旅費の部分でございます。

6月1日付で採用いたしました会計年度任用職員の通勤手当不足分の10万3,000円を補正させていただくものです。

2つ目は、同じく社会教育総務費の0142旧飯島家住宅を管理するでございます。今年度、

寄附受入れを行いました牛久町にございます明治天皇の行在所でございます旧飯島家住宅の維持管理費が主なものとなります。保管されている資料などの外部有識者による基礎調査費約20万円と電気、上下水道などの光熱水費12万6,000円、あとは通常の維持管理としましてシルバー人材センターへの委託を考えておりますので、そちらの管理委託費182万円の合計214万6,000円を補正させていただくものです。

以上です。

○黒木委員長 それでは、これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。鈴木委員。

○鈴木委員 ただいま御説明のあった旧飯島家住宅を管理する、この管理のちょっと内容を教えていただきたいということと、これ維持管理ですから毎年この金額相当の予算を支出されるのかということ、それからもう1点、こうした旧道もそうなんですけれども、こうした市内に文化的価値のあるこうした住宅なんかもそうですが、このほかに市として管理されているところがほかにあるのかちょっと教えていただきたいと思います。

○黒木委員長 文化芸術課長。

○文化芸術課長 文化芸術課木本です。

今、ご質問いただきました、まず管理の内容なんですけれども、本年度は寄附を受け入れたばかりですので、基本的にはシルバー人材センターへの管理の委託というのは建物の維持管理と基本的には掃除、あと中に残されているものの基礎調査を外部有識者を入れて行うんですけれども、そちらのお手伝いとか、基本的には建物の維持管理、あと中の敷地内の除草とかそういうものも含めております。

あと、もう一つご質問いただきました毎年管理費がかかるのかというご質問につきましては、基本的には建物の維持管理を来年度以降も行っていきますので、その管理に必要な管理人の管理委託費というのは発生するものと考えております。

あと、3つ目の市内の文化的な現在市が管理しているものがあるのかというご質問につきましては、現在牛久市で管理している文化財の建物としましては、城中町にございます小川芋銭記念館雲魚亭と、あと女化町にございます国の登録有形文化財の旧岡田小学校女化分校、そちらの2件になります。あと、賃貸借しているものとしましては牛久シャトーの3つがあるんですけれども、文化財の建物として現在市が管理しているものは、そちらの3件になるかと思っております。

以上です。

○黒木委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 この維持費というのはどのくらいかかるんですか。ここの今回出てきた金額相当のが毎年かかるというふうにして考えてよろしいんでしょうか。

○黒木委員長 文化芸術課長。

○文化芸術課長 文化芸術課木本です。

維持費につきましては、そうですね大体、今シルバー人材センターへの管理委託費は最大で今、週4日で1日お2人を投入していただく形で考えてはいるんですけれども、これを今後保存、あ

と活用で、もし仮に公開していくという形になりますと公開する日数分がかかりますのでこれより多くなる可能性はあるんですけども、現在はまだ公開するところまで至っておりませんので、基本的には同じ程度の金額がかかっていくものと考えております。

○黒木委員長 ほかに質疑及び意見のある方、御発言願います。大森委員。

○大森委員 大森です。よろしく申し上げます。

維持管理はシルバー人材というところで、多数そういう経過があったかと思いますが、シルバー人材を選定した経緯と金額の積算とかいろいろ考え方があればお示し願いたいということ、先ほど答弁でもありましたように、今後の公開がまだ未定だとは思いますが、せっかく寄附していただいた貴重な文化財ですので、できるだけ早く整備して公開もお願いしたいと思いますが、どのようなイメージというか、公開予定を考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○黒木委員長 文化芸術課長。

○文化芸術課長 文化芸術課木本です。

今回の管理をシルバー人材センターに委託した根拠というか、そういう御質問につきましては、現在同じ、文化財ではないんですけども、住井すゑ文学館という建物を文化芸術課で管理しているんですけども、そちらの管理を同じくシルバー人材センターのほうにお願いしております。また、基本的に地元にお住まいの方に管理していただきたいという思いが我々のほうとしてはございまして、シルバー人材センターのほうには、できるだけその文化財がある、今回につきましては牛久町周辺の方を採用して管理していただくことで地元への理解とかも深めていきたいと考えております。そのような経緯でシルバー人材センターを活用させていただいております。

公開のスケジュールにつきましては、現在まだ飯島家住宅の全容がつかめていないということと、建物が複数棟ございましてそれをどのように活用していくのかというのを現在まだ我々としても把握しかねているという部分がございますので、基本的に、今文化芸術課として考えさせていただいているのは、基礎調査をきちんと行いまして母屋、明治天皇がお泊まりになった建物につきましては、国の登録有形文化財の登録をまずは優先的に目指して、その後、国の補助金等を活用して整備して公開していくということを考えておりますので、お時間のほうは少々かかるかと思うんですけども、可能な範囲で、例えば期限を区切ってとか文化財の公開等には努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○黒木委員長 大森委員、よろしいですか。ほかに、池辺委員。

○池辺委員 おはようございます。池辺です。よろしく申し上げます。

ページ数が13ページで、小学校を管理運営する0103、0104の中学校を管理運営する。これ、バスの借上げ料等と言われたんですけども、回数的に何回ぐらいを目安に、それとも1か月なら1か月のスパン、どのぐらい修理の期間中を借りたのかというのをちょっと聞きたいんですけども、すみません。

○黒木委員長 学校教育課長。

○北島学校教育課長 ご質問にお答えいたします。

初めに、利用の見込みといたしましては、8月から10月の中で小学校が16回、中学校が16回、小中合わせて32回という形で考えておりました。実際には、その期間の中では小学校が9回、中学校が3回ということで、合計12回という形で利用しております。小学校の9回のうちプール学習等では8回、それと校外学習で1回、中学校の3回につきましては、全てプール学習で利用したというような状況になっております。

以上です。

○黒木委員長 池辺委員。

○池辺委員 今の説明で分かるんですけども、要は両方とも16回ということで理解すればいいですか。例えば、回数的に私の、ちょうどこれ、何か計算だとそうじゃないように思えるんですけども。

○黒木委員長 学校教育課長。

○北島学校教育課長 16回というのは、当初の見込みの数として小学校が16、中学校が16という形でそれぞれ見込みを立てまして、実際に利用された回数といたしましては、小学校が9回、中学校が3回といった状況でございます。

以上です。

○黒木委員長 池辺委員。

○池辺委員 ごめんなさい。私が理解力がちょっとなくて何回もすみませんけれども、この回数違って同じ金額というのは、例えば期間で切って、例えば回数が何回になろうとその金額でいっているんなら何となく私の中で理解できるんですけども、3と9ではちょっとこう違うような気がするんですよ。それで32万3,000円でしたか、それがどうなのかなみたいな。例えば1回当たりの回数で、例えば換算していった計算なら分かるんだけど、だから最初に聞いたのは期間なんですとかという形でちょっと聞いたつもりなんですけれども、期間で幾ら幾らと契約しているのか、それともだから、そうしたらこの16回、16回というような予定を立ててやったという、だけこの9回、3回というのはもう回数を言われたんで、それでも金額が一緒だというのは、単純に私はその小学校のほうが例えば児童数も多いじゃないですか、中学校よりも小学校のほうが多いんで、なんて言うんでしょうか、回数的に多いのは分かるんで、金額が違ってたんなら私も何となく理解できるんですけども、金額が一緒だったので何度もしつこく聞いてしまうんですけども。

○黒木委員長 学校教育課長。

○北島学校教育課長 すみません、ちょっと説明不足ですみません。

小学校16、中学校16というものにつきましては、まず主に小学校でのプール学習が何回、中学校がプール学習で、8月にはほとんど入っていないんですけども、8月だと校外学習だったりプール学習で使われるのが3日ほど見込んでいたと。あとは、9月ですとそれぞれ合わせて17回見込んでいたと。あと、10日については12回の利用があるという形で見込んでおまして、実際には小学校、中学校とも利用料につきましては市のほうで民間バスと締結しているバスの借上げの協定がありますので、その運用に基づいて1回当たりの金額というものを出して

いるのですが、小学校と中学校の数が同じというのは、実際に小学校、中学校ともそれぞれプール学習が何回あるというふうなところで、たまたまそういった同じような見込の数になって実際に使われた回数がちょっと違くなったというのは9月だったと思うのですが、ひたち野うしく小学校のほうで今小学校、中学校ともプール学習を行っているところなのですが、ひたち野うしく小学校のプールのろ過機がちょっと壊れてしまいまして、それに伴って中学校で見込んでいたプール学習というのができないというような形になりまして、それで結果として中学校のほうでプール学習に見込んでいた分が利用されなかったというところがございましたので、3回という形になっておりますが、そうじゃなくてですか。

○黒木委員長 次に、ほかに誰か質疑、山本委員。

○山本委員 山本です。よろしく願いいたします。

飯島家住宅の件でお伺いしたいと思います。

7月に出された新聞報道では、6月に寄贈が決まったということでしたけれども、現在までにその後、進捗状況というんですか、あればお伺いしたいと思います。

それから、報償費のところなのですが、先ほどの御説明では外部の有識者というお話だったんですが、具体的にどういった方たちをお願いするのかということ、その辺をお伺いしたいと思います。

以上2点です。

○黒木委員長 文化芸術課長。

○文化芸術課長 文化芸術課本本です。

まず、飯島家住宅の進捗なんですけれども、現在まだ所有者の方に最終的な中の整理のほうを行っていただいております。建物が複数棟あったり、あと我々に寄贈していただいた現在の所有者の方は牛久市に現在お住まいの方ではなくて東京にお住まいなので、東京から通って整理されているのでちょっと時間がかかって、いろいろお話をさせていただく中で11月1日の引渡しは決まりましたので、一応それに向けて我々も準備をさせていただいているところでございます。

外部の有識者につきましては、現在牛久市の文化財保護審議を務めていただいております方で、かつ、この飯島家住宅の時代に近いところを専門にされている方で、茨城県の県立歴史館の研究員の方2名、どちらも文化財審議委員ですけれども、そちらの方に現在お願いする形でお話はさせていただいております。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

調査に2年ぐらいかかるということで、この前タウンミーティングのときにもこの資料、私にいただいて、そのときに道路の付け替えとか、そういういろいろなことも起こる可能性があるというようなことをおっしゃっていたんですが、その辺も含めた考えをお示しいただければと思います。

○黒木委員長 文化芸術課長。

○文化芸術課長 文化芸術課木本です。

すみません。タウンミーティングでちょっと道路の付け替えのお話が出たということは、すみません、私、把握はしていないんですけれども、現在、建物を管理していく中では基本的にそのようなことは今のところ必要ないんですけれども、今後公開していく中で、どうしても牛久町でございまして敷地が道路に面しているところが短くて縦に細長い敷地でございまして、仮にもしかしたら見学者の動線とか、あとそういうものを確保していく中でそういうことが必要になる可能性はありますけれども、現段階ではそこまでのことは担当課としては考えてはいません。

○黒木委員長 須藤委員。

○須藤委員 それでは、私からもバスのほうと、それから飯島家住宅についてお尋ねをしたいと思います。

まず、小学校、中学校の管理運営をするということで、公用バスの修理が必要だったということでバスの借上げ料が発生したというふうに理解をいたしました。それで、公用バスのエアコンとかそういうものの修理がなければ、これはもう当初予算の中に見込まれていたものであったのかという、その確認をさせていただきたいと思います。

それから、あと通常というのか普段であれば部活動などでも東関東大会出場とか全国大会出場とか、その場所にももちろんよりますけれども、そういう部分でもバスの提供というのがあると思うんですが、これもある程度は本来であれば当初予算の中に見込まれているというようなことで理解してよろしいのか、その点をお尋ねしたいと思います。

それから、飯島家住宅のほうでございましてけれども、これは当初は資料の整理、資料がどういうものが含まれているのか全容をつかむので精いっぱいだというふうなことだと理解をいたしました。ただ、これを今後どういうふうに活用していくのかということと、やっぱり資料の調査と同時に活用方法も、建物の活用も含めてどうやっていくのかというのが一方で考えなければいけないと思うんですけれども、これを両輪のようにやっていくということになると、この文化芸術のこういう文化財活用のほうの中身を知っているのが課長とかいらっしゃるとは思うんですけれども、今の職員体制の中で、これが調査で2年かかって建物の活用の計画を立てるのでまた何年かかかるといような状況になってしまうと、せっかくご寄附いただきながら資料も寄託いただきながら活用も遅くなってしまうということになりますと、これはもう少し職員体制も補強していく必要があるのではないかというふうに思うんですが、課長が答えられないようであれば部長、ぜひお願いしたいと思います。

○黒木委員長 学校教育課長。

○北島学校教育課長 ご質問にお答えいたします。

まず、今回のプール学習等そういった移動については、もともと当初予算の中ではちょっと入れていなく、今回イレギュラー的にそういった公用バスが故障してしまったというようなことで、公用バスの移動を見込んでいたものができなくなったということで、民間バスの借上げということになりまして、それとあと、部活動のほうについては、もともと予定のしているものは当初予算に見込んでおりますので、当初予算の中でそういった県南大会だとか総体については対応して

いるというふうな状況でございます。

以上です。

○黒木委員長 教育部長。

○吉田教育部長 須藤委員の飯島家の体制について御説明させていただきます。

今、お話ありましたとおり、今年度はとりあえず11月1日から私どもで管理をして、こういった予算の中で、一応3月までできることをしますと。そうしますと、ちょうどこの後、今、これからですが予算編成の時期になりまして、来年度、再来年度、長期的に見ながら来年どういようなことをやっていくかということを経営でも検討し、その結果こういうことがあるよということになれば須藤委員の話があったとおり人員の問題というのが必ず出ますので、予算編成作業の中で企画部、総務部等と協議しながら進めていくべき問題だと感じております。

以上でございます。

○黒木委員長 須藤委員。

○須藤委員 これから、そうした体制も含めながらということで飯島家住宅のほうは、やはりこうした文化財を活用していくという、せっかく牛久市に寄贈されたものですのでその活用方法を積極的に活用していけるような体制を作っていただきたいと思っております。

バスのほうは了解いたしました。それで、ちょっと委員長に確認なんですけれども、この所管のことは分かったんですけれども、公用バスのエアコン修理が発生したという状況についてを管財課のほうで確認するようなことをさせてもらうことはできるのかどうか、この補正に上がっているのはここだけなので、ちょっとその辺できるかどうかを確認させていただければと思うんですが。

○黒木委員長 今、須藤委員のご意見に対しましては、総務管財課のほうに確認して、向こうが提出というか分かるようであれば、バスのエアコン等の修理等のことの詳細について提出するように依頼しておきます。

○黒木委員長 須藤委員。

○須藤委員 資料の提出ではなくて、私が申し上げたのは、エアコン等の修理が発生したというようにして公用バスの今の管理状況についてお尋ねすることは予算委員会の中でできるのかということなんですけれども。説明を求めたい、資料ではなくて。

○黒木委員長 資料ではなくて、公用バスの管理状況ということですね。

とりあえず、管財課のほうに確認してみせんと私のほうからのコメントは今のところはできませんので、後ほどコメントいたします。

ほかに、小松崎委員。

○小松崎委員 それでは、部長にお聞きしたいのですが、教育委員会リフレのほうに移ったのが8月、9月ぐらいですか、それで大分たちましたけれども、そういった中で今教育長が不在ということで、場所が変わって、なおかつ最高責任者が不在という状況に今あるわけですよ。そういった中で、今、須藤議員もおっしゃいましたけれども、職員体制ということもありましたけれども、ここのところ大きく2つ変わっていく中で、実質的には教育部長が教育委員会の最高責任

者という状況の中で、今後当然、今部長がおっしゃったような仕事もありますけれども、教員の人事の異動の面も出てきますし、幅広く教育委員会、これから大変な時期に差しかかりますので、そういった職員体制、あとは遂行の体制、そういったものが今までにない状況なので、場所、最高責任者不在という状況の中で、どういうふうに部長が最高責任者として進めていくかということをお聞きしたいと思います。

○黒木委員長 今の小松崎委員の補正のほうではないんではないんですが、どうしても聞きたいんですね。では、教育部長、お願いいたします。

○小松崎委員 どうしても聞きたいです。

○吉田教育部長 小松崎委員のご質問にお答えいたします。

今、教育委員会のほうは、御説明がありましたとおり今年の2月からリフレのほうにおきまして、おかげさまでリフレのほうに多くの課長が一堂に会して事務ができることによって迅速にいろいろな相談ができるようになったという体制は非常にありがたいと思っております。

一方で、染谷教育長が9月に退任をされまして、まだ教育長の先生が決まっていない状況なので、今教育委員の職務代理者の石井代理者が職務代理になります。石井委員中心に、教育委員会の場合は合議制という形になっていますので、教育委員会委員の皆さんとできるだけ意見交換をしながら委員会の運営をしているというのが現状でございます。

一方、先ほど教職員の人事というお話がありました、一応県のほうからは10月末とか11月1日に教育長会議という形で御通知が来ておりますので、そちらに私が代わりに出席をして、そういった事務に今後当たるような計画というか、時間の経過になろうかと思っております。

以上でございます。

○黒木委員長 小松崎委員。今に関してですか。特別に今、補正のほうにないのを御答弁いただいたんですけども、あまり深掘りしないでくださいね。

○小松崎委員 場所も変わったということで、あと職員体制、今言ったような今後の体制もありますので、場所が離れるとなかなか人の目が届かないという部分もありますので、そこら辺、十二分に締めながらやっぱりしっかりとやっていただきたいというふうに思いますので、一応意見ということで部長、よろしくお願いします。

○黒木委員長 そのほか、質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で教育委員会所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。それでは、再開は10時45分ということにいたします。御苦労さまでした。

午前10時29分休憩

午前10時41分開議

○黒木委員長 それでは、全員おそろいのようなので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、市長公室、経営企画部、総務部、市民部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました市長公室、経営企画部、総務部、市民部所管の案件は、議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

以上1件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第59号について提案者の説明を求めます。広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課植田です。よろしくお願いたします。

議案第59号令和5年度一般会計補正予算（第4号）のうち、広報政策課所管のものを御説明いたします。

補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

歳入、款18寄附金項1寄附金目1ふるさと牛久応援寄附金については、ふるさと牛久応援寄附金の受入額が当初の見込みを大幅に上回っているため、歳入については3億円を増額補正し、本年度の受入見込額を8億円とするものです。

次に、補正予算書10ページ、11ページを御覧ください。

歳出、款2総務費項1総務管理費目1一般管理費0121ふるさと寄附に対し特産品を返礼する、こちらは寄附の増額に伴う委託料及びシステム使用料等の事務経費、返礼に係る費用など1億6,723万5,000円を増額補正し、4億5,188万8,000円とするものです。

説明は以上になります。

○黒木委員長 経営企画部次長兼財政課長。

○糸賀経営企画部次長兼財政課長 財政課糸賀です。よろしくお願いたします。

財政課所管の補正内容につきまして御説明いたします。

8ページ、9ページを御覧ください。

款19項2目1の財政調整基金繰入金につきましては、牛久市一般会計補正予算（第4号）の予算調整の結果、6億7,427万5,000円を財政調整基金へ繰り戻すものとなります。

その下、款20項1目1の繰越金につきましては、令和4年度の実質収支額の確定により当初予算で計上いたしました3億5,000万円を差し引いた14億1,521万円を増額するものでございます。

次に、歳出となります。

10ページ、11ページを御覧ください。

款2項1目16の0101財政調整基金費につきましては、地方財政法の規定により実質収支の2分の1以上となる9億円を積み立てるもののうち、財政調整基金に4億円を積み立てるものでございます。これによりまして、財政調整基金の残高見込みにつきましては、財政調整基金への繰戻しと合わせまして37億5,747万6,000円となります。

以上でございます。

○黒木委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 政策企画課淀川です。どうぞよろしく願いいたします。

政策企画課所管の補正予算について御説明をいたします。

まず、歳入のほうから。

補正予算書 8 ページ、9 ページを御覧いただければと思います。

款 1 6 県支出金項 2 県補助金のわくわく茨城移住生活補助金となります。こちらは当初予算として茨城県から示されておりました 4 2 0 万円で予算を計上していたところですが、歳出予算として市が当初見込んでいた支援金額まで県のほうで補助金の増額の内示がなされたため、支援金 6 6 0 万円、関係事務費 7 万 6, 0 0 0 円の計 6 6 7 万 6, 0 0 0 円を増額するものでございます。

次に、同じページ内、款 1 9 繰入金項 2 基金繰入金のうち、ふるさと基金繰入金です。

先ほど、広報政策課から御説明がありましたふるさと牛久広援寄附金の増額見込みに応じまして、基金からの繰入金 3 億円を増額し、計 8 億円とするものでございます。

次に、歳出予算となります。

1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

款 2 総務費項 1 総務企画費目 7 企画費のわくわく茨城生活実現事業を実施するでございます。

移住支援補助金について、昨年度実績から当初予算にて 1, 4 4 0 万円を見込んでいたところでございますが、これまでの申請状況にて不足することとなった 2 8 0 万円を増額するものとなります。

次に、同じ総務費内、目 1 7 ふるさと基金費でございます。

こちら、ふるさと牛久広援寄附金の増額見込みに応じまして、基金積立金を 3 億円増額するものでございます。

最後に、1 2 ページ、1 3 ページになります。

款 1 3 諸支出金項 1 基金費目 2 公共施設等総合管理基金費の 5 億円の積み増しとなります。

こちらは、地方財政法の規定により実質収支の 2 分の 1 以上となる 9 億円を積み立てるもののうち、公共施設等総合管理基金に 5 億円を積み立てるものとなります。積立て後の年度末基金残高見込みは 2 1 億 1, 6 9 9 万 5, 0 0 0 円となります。

政策企画課所管の御説明は以上となります。

○黒木委員長 デジタル推進課長。

○大町デジタル推進課長 デジタル推進課大町です。よろしく願いいたします。

補正予算のうち、デジタル推進課担当箇所について御説明いたします。

補正予算書の 1 0 ページ、1 1 ページを御覧ください。

歳出の款 2 総務費項 1 総務管理費目 9 電子計算費 0 1 0 4 コンピューターとその周辺機器を管理するのうち、個別システム改修 1 0 1 万円につきましては、令和 6 年度からの被保護者調査の調査項目追加等に伴いまして生活保護システムを改修するものでございます。

説明は以上になります。

○黒木委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課小林です。よろしくお願いいたします。

続きまして、管財課所管の補正予算の内容について御説明をさせていただきます。

予算書11ページを御覧願います。

款2総務費項1総務管理費目6財産管理費0102庁舎を維持管理する385万6,000円の増額補正です。内訳でございますが、節の10需用費84万7,000円、庁舎の修繕料、あとは維持補修費、年間の所要見込額の不足分を増額する内容でございます。

その下です。節14工事請負費の維持補修工事300万円9,000円でございますが、内訳が2つございます。敷地内でございます屋根つき駐車場の改修工事費240万9,000円と併せて庁舎工事請負費の年間所要額不足分の増額60万円、合わせて300万9,000円でございます。

その下段でございますが、事業名が0103市長車・議長車・バスを運行する178万6,000円の増額補正です。節13使用料及び賃借料178万6,000円、公用バスの故障に伴いまして送迎用の代替バスの借り上げ費用の増額補正でございます。

さらにその下段でございます。

事業名0106リフレを維持管理する119万9,000円の増額補正です。内訳ですが、節10需用費84万7,000円、こちらはリフレの2階ですが、こちらに点字ブロックを設置するための購入費の計上です。

その下、節14工事請負費の施設整備工事35万2,000円、5階、教育委員会が入っているフロアでございますが、こちらの給水管切り分け工事費の計上でございます。

以上でございます。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 総合窓口課の橋本です。よろしくお願いいたします。

総合窓口課所管の補正予算につきまして御説明いたします。

資料の10ページ、11ページを御覧ください。

款2総務費項3戸籍住民基本台帳費目1戸籍住民基本台帳費、こちらの0105戸籍証明や住民票を交付する、こちらの報酬、職員手当等及び旅費、合計いたしまして201万7,000円につきましては、窓口業務を行う会計年度任用職員を1名任用したことによる増額でございます。

以上です。

○黒木委員長 リフレ市民窓口課長。

○齊藤リフレ市民窓口課長 リフレ市民窓口課の齊藤です。よろしくお願いいたします。

私からは、リフレ市民窓口課所管分の補正予算について御説明いたします。

補正予算書の10ページ、11ページを御覧ください。

歳出の款2総務費項1総務管理費目12出張所費0102ひたち野リフレ市民窓口を運営するという事務事業で、予算額が14万円増額の合計318万1,000円となります。こちらは、ひたち野リフレプラザ市民窓口で今年度中に取扱いを予定するマイナンバーカードとパスポート

の交付業務に必要となる事務用品や備品の購入費、窓口受付呼出しシステムの改修に係る費用を新たに計上するための増額となっております。

説明は以上となります。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 地域安全課風間と申します。よろしく申し上げます。

それでは、地域安全課所管の補正予算のほうを御説明いたします。

まず、歳入です。

8ページ、9ページのほうを御覧ください。

款16 県支出金項2 県補助金1 総務費県補助金、右のほうへ行きまして街頭防犯カメラ設置補助金（定額）150万円、一番下に行きまして款21 諸収入項5 雑入3 雑入、街頭防犯カメラ設置費行政区負担金30万円となります。こちらの詳細につきましては、歳出で防犯カメラを設置するところに関連がありますので、そちらのほうで一緒に御説明いたします。

続きまして、歳出のほうを御覧ください。

ページ、10ページ、11ページです。

款2 総務費項1 総務管理費8 交通安全対策費0102 交通安全団体と協力し交通安全活動を実施する15万4,000円です。こちらにつきましては、交通安全推進役員の帽子、靴、笛など含めた制服代一式なんですが、当初は2名変更する予定だったんですが1名急遽追加で変更することになり、その追加の1名分の制服代一式となります。

続きまして、同じく2 総務費1 総務管理費18 諸費0109 防犯カメラを設置する、金額としては537万4,000円です。こちらは、牛久市牛久町地内に5台、街頭防犯カメラを設置するものでございます。これまでも、街頭防犯カメラにつきましては牛久警察署との協定の下15か所24基設置しまして、今年度につきましても国道408号線と国道6号の交差点に2基設置する予定でございますが、それとは別に茨城県警の事業の中で実施するものでございます。

この県警の事業ですが、茨城県は空き巣などの住宅侵入窃盗事件の発生がすごく多い県で、令和4年度での人口に対して発生件数の割合というのは全国ワースト1位となっております。この現状により、茨城県警で今年度より3か年かけまして、住宅侵入窃盗等抑止対策実証実験事業を立ち上げまして、過去5年間で県内で空き巣などの住宅侵入窃盗事件が多い地区をモデル地区として6か所選定し、1か所につき上限5台まで街頭防犯カメラを設置して、3か年かけまして住宅窃盗被害の抑止効果を検証するという事業となります。

その6か所のモデル地区の中に牛久市牛久町の一部が該当しました。要は、過去5年間の人口に対しての発生件数が県内で上位であったということで、県警よりモデル地区の候補に挙がり、安全な地域づくりのためにこの事業を実施するものでございます。具体的には、行政区でいきますと上町、下町、牛久駅西ニュータウン地内のエリアです。防犯カメラの設置台数につきましては、上町行政区に2台、下町行政区に2台、牛久駅西ニュータウンに1台設置予定です。設置場所については、県警、牛久警察署と実際に現地に赴きまして、警察の指導により選定しております。

また、この街頭防犯カメラ設置に当たりまして県警より補助金があります。県警より補助金交付要綱が定められまして、県警、それとほかに地元からも費用負担を求めています。具体的には、県警が事業費の5割、上限が1台当たり30万円、行政区の負担が1割、上限が1台当たり6万円となっております。行政区に1割負担をしていただく目的というのは、防犯活動も行政主導ではなく、地域の皆さんにも行政とともに自分の地区は自分で守るという自己防衛意識を高めていただくことを目的として、県警より地元の負担を求めたものであります。

既に、3つの行政区の区長には説明しており、費用負担を含めて事業を進めることには了承を得ております。

今回、歳出としまして防犯カメラ5台分、537万4,000円を上げておりますが、9ページ、10ページ、歳入でお話ししました県警の補助金交付要綱に基づきまして、県警より150万円、30万円掛ける5台分、行政区負担として30万円、6万円掛ける5台分の歳入があり、市の負担としては約350万円となります。

事業期間としては、先ほどもお話ししましたが、今年度防犯カメラを設置しまして、令和7年度までの3年間で住宅侵入窃盗抑止にどのくらいの効果があるか検証していくものでございます。その3年経過した後も、そのまま防犯カメラについては市で運用してまいりたいというように思っております。

また、住宅侵入窃盗等抑止対策実証実験事業では、街頭防犯カメラを設置、補助のほかに県警のほうでモデル地区へ防犯プレートを作成、配布したり、県警と協同でパトロール等防犯ボランティア活動の活性化を図るための施策の推進も実施し、防犯カメラの設置と3つの柱で実証事件を進めていくというものでございます。

以上で説明を終わります。

○黒木委員長 ほかに説明ございませんね。

それでは、これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。大森委員から。

○大森委員 大森です。よろしく申し上げます。

ふるさと応援基金について質問いたします。

今年度、大分予定がいいように外れて寄附額が増額ということで、職員の皆様の健闘に感謝いたします。今回、そういう増額に至った経緯等、ポータルサイトを増やしたとかいろいろ聞いてはいるんですが、具体的にそういう効果の原因、それと特に申込みが多いポータルサイトとかがあればお聞かせ願いたいのと、あとは返礼品も今はちょっと資料が急で出ないかと思いますが、どういったものが人気になっているのか、ちょっと今年度特に伸びた状況について伺いたいと思います。

よろしく申し上げます。

○黒木委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課植田です。よろしく申し上げます。

寄附が増えた要因を、まずお話しさせていただきます。

令和2年度までは、2つのポータルサイトに約100品目のお礼品を掲載し寄附を募集しておりました。その後、ふるさとしく振興室が設置され、段階的にポータルサイトと返礼品を増やしてまいりました。令和4年度は7つのポータルサイトのほか、市内のゴルフ場に店舗型ふるさと納税のシステムを導入いたしまして寄附を募集する間口を広げたこと、あとは受付期間限定の返礼品を含めると1,000品目以上にお礼品を増やしたことが寄附の増加につながったと考えております。

申し込みの多いポータルサイトといたしましては、具体的に企業名というかポータルサイトをお答えしていいのかはちょっと分からないんですけども、答えない方がよろしいんですかね、どうなのかな。（「いいんじゃないの、一般質問でもやってるんだから」「企業名とかは入れないで」の声あり）

企業名になってしまうのかと思うので、一旦ここではお答えは差し控えさせていただきますが、当初からあるポータルサイトはやはり申込みが多いと見込んだところですので、かなり寄附は継続的に入っております。

あと返礼品なんですけれども、多いものとしましては茨城県の共通返礼品にもなっております常陸牛、あとは市内の事業者が作っていますチーズケーキなどが人気となっております。

以上です。

○黒木委員長 大森委員。

○大森委員 ポータルサイトを大分増やしていただいて商品も大分増やしていただいた結果、職員や市全体の皆様の努力の結果だと思ってうれしく思っております。

さらなる、今後の寄附の増加も要望しまして、また今後ポータルサイトも大分1件当たり委託料もかかっているかと思しますので、その金額と、今後は件数が大分少ないところについてはやっぱり絞って、より効果的な寄附の募集というのも必要かなというところで、増えただけではいけませんので、その辺の縛りと検討も今後続けてお願いしたいというところで、その状況についてはお願いしたいと思います。

○黒木委員長 大森委員、答弁はよろしいんですね。広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課植田です。

ポータルサイトなんですけれども、一応利用料としては寄附が入ったものに対して何%ということですので、ポータルサイトを幾ら増やしても全然申込みがなければ手数料が発生しないところもありますので、間口はこれからも広げていこうかなと思っております。そして、寄附につなげていきたいなと思っております。

以上です。

○大森委員 了解しました。

○黒木委員長 ほかに質疑及び意見の…、伊藤委員。

○伊藤委員 防犯カメラの設置につきまして伺っている話では、今まで大通りの交差点沿いに設置されていたところ、今回住宅街まではいかないもののそれよりは規模の小さな通り沿いということでは伺っておりますが、設置箇所についてはそれでよろしいのかどうかの確認と、今後、今ま

で県警と連携して進めてまいった防犯カメラの設置ですが、市独自としまして行政区への補助などの形で進めていくお考えはあるかについて確認をしたいと思います。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 今、伊藤委員のご質問にお答えします。

まず、設置箇所ですが、今までは確かに大通りの主要交差点につけていて、今回は目的が住宅侵入窃盗ということで空き巣の被害を狙うということで、当初は確かに住宅街ということがあったんですが、結果的には場所としては旧6号沿いに3か所、あとはエリアが旧6号と23号線を挟んだ牛久町のエリアになりまして、結果的には旧6号に3か所、23号線に2か所つけるということになっております。

今後につきましてなんですが、今までも県警と協定の中、防犯カメラをつけてきまして、ほかの市町村を見ると確かに自治会、地元の行政区に補助金を出して防犯カメラをつけているというところもあるんですが、やはり管理上の問題とか画像の管理、やはり肖像権とかプライバシーの侵害とか個人情報とか、ちょっといろいろな問題があるので、そういったところをよく整理して、今後それができるようなことになれば検討はしていきたいと思うんですが、今のところはまだ何もない状態であります。

以上です。

○黒木委員長 それでは、ほかに、池辺委員。

○池辺委員 池辺です。よろしくお願いします。

私も防犯カメラなんですが、風間課長、本当に細かな説明でありありがとうございます。

私もこれをちょっと読んで、すごいですね、全国でワースト1番。すごいなと思うんですけども、この5年間で侵入がかなり多いということで選ばれたということなんですけれども、この選ばれた、防犯カメラを駅西ニュータウンと上町と下町ですか、2台、2台、1台という形で入る。細かな説明を受けて、1台6万円の補助、これも分かったんですけども、隣の伊藤委員と同じような形なんですけれども、防犯カメラの画像は、やはり個人とかプライバシー、結構あると思うんですよ。それをまだよく決まっていないような形で、どのような感じで保存したりとか管理をしていくのかというのが決まっていない状態でこれをやって、市民からとか反発とか来ないのかなということでもちょっとお聞きしたいんです、まず1つ目は。

もう一つなんですけれども、万が一故障したりした場合に、故障したときの負担の修理費とか、あとは3年間という形でやる電気代は、この6万円は購入するときのお金であって、行政区負担は、この電気代とかなんかはどのような形で警察のほうから出すのかとか、市役所の行政のほうで出すのか、そういったことは決まっているのかということもちょっとお聞きしたいです。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 まず、防犯カメラの稼働、これからの管理と故障した場合と2点というところでよろしいですかね。

今回、実際この防犯カメラを設置するに当たり、区長に、さっきも言ったように御説明しまして、いろいろ意見交換をしまして、今後の管理、要するに故障したときとかあと電気代とかは全

て市のほうで管理するということでお話しをしまして、今回防犯カメラを設置するに当たっては3つの行政区とは覚書を締結して、管理はどうします、電気代とか運用はどうします、全て市のほうでやりますという内容なんですけど、一応覚書を締結して、防犯カメラを運用したいと考えております。故障については、それも当然市のほうで請け負うんですが、今回、今防犯カメラを買った場合7年間保証付の保険も入っていますので、保険対応で直したりとかというふうな形で進めたいと思っております。ですから地元とは覚書を締結して全て市のほうで管理運営するということで進めてまいります。

以上です。

○黒木委員長 池辺委員。

○池辺委員 改めて確認なんですけれども、全てということを言われたんで改めて確認なんですけれども、万が一例えば画像や何かでいろいろ問題点が発生して、何で私がこれ映っているのがこうなっちゃったんだみたいなことを言われた場合に、そういうふうな対応やなんかも全部行政区ではなくて市のほうの対応ということで大丈夫ですか。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 その辺は全て市のほうで対応となります。大体、防犯カメラをほとんど犯罪捜査にしか使われていないので、そういう意味では市のほうに警察のほうから来てそれで画像を提供するという形で、今までと同じ形にしたいと思うので、その辺は地元トラブルがないように我々のほうとしても進めてまいります。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、防犯カメラの件で重ねて申し訳ないですが、今回取り付ける防犯カメラの件ではないんですが、防犯カメラが老朽化をしていて既に壊れて映像が撮れないという状況があったという話を聞きまして、定期的に点検をされているのか、今設置されているもの。それから、取替時期というのは、先ほど7年間の保証という話がありましたけれども、他のカメラもどうか分かりませんが、取替時期というのは決められているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 故障については、定期点検というのはほとんど今していない状況で、大体画像の提供があるのでそのときに大体見ているという形で、壊れたものについては、取替えについては、もう壊れてしまってもう画像が撮れなくなった状態については、その都度更新しているという状況です。一応、保険は入っているんですけども、最近入っているのは、去年あたりから入っているものはそういった保証付のものなんですけれども、それまではちょっと保証付ではないので、毎年1年間保険を掛けている状況なんですけど、それですとなかなか直すのもちょっといろいろ大変なので、壊れたものについては画像を見て映らないものについては交換しているという状況でございます。

以上です。

○黒木委員長 鈴木委員。

○鈴木委員 申し訳ございません。定期的な点検をされていないということですか。防犯カメラを設置している、それでは意味がなくなる場合があるのかなとちょっと今思ったんですけれども、現実何か事故が起きたときにあるいは事件でもいいでしょうけれども、防犯カメラが作動していなければ、全くついている意味がないのかなと私は思いますので、定期的な点検をされていないというその意味をちょっと教えていただきたいなと思います。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 そうですね、定期的な点検をしていないというか、やはり結構月1回くらい防犯カメラの画像の、要するに提供の依頼がありまして、その都度見ているような形で、実際今のところ24基あるんですけれども、そのとき映っていても次の瞬間に映っていないとか、やっぱり何というのか事件も必ず、今言ったように月1回ぐらいで全部が全部その防犯カメラの画像を見ているわけではないんですけれども、そのとき見ては映っていても次映っていないとか、やはり365日外にあるものなので、いつどこで壊れるかというのは我々もちょっと、本当は把握しなきゃいけないところではあるんですけれども、その辺のところは画像提供を受けたときに一応確認しているという形にはしています。今後、その辺のところは毎回時間があるたびに一応画像を確認するというのもありなんですけれども、ただ画像を見るにはしてもやっぱり今言った肖像権とかプライバシーとか、あまり不要なときに見るといふのもどうなのかなというのもありまして、ただ今のところは、地域安全課の警察の方が来ていただいているので、その辺は警察の方にみんな見ていただいて自分は見えない状況なんですけど、そういったいろいろなちょっと問題もありまして、管理については、今ちょっと鈴木委員からあったように、その辺のところは検討しなきゃいけないとは思ってはいるんですが、その辺のところは警察のほうともよく相談をしながら考えていきたいなと思っています。今のところは、画像提供があったたびに確認しているという状況でございます。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、山本委員。

○山本委員 何点かあるんですけれども、それぞれお聞きしていったいいですか。（「それぞれのほうが分かりやすいでしょ」の声あり）

4点ぐらいあるんですけれどもいいですか。

それでは、私も防犯カメラが今出ましたので、茨城県が全国ワースト1位と決して喜ばしくない結果だとは思いますが、それを受けて今回県警のモデル事業ということで、いたずらにそういうことを周知するのはいかがなものかとは思いますが、とは言ってもモデル地区に選ばれて、そういう実証実験が行われるということを経後どのような形で周知していくのか、あとプレートという今お言葉もありましたけれども、ここがモデル地区に選ばれてということを知らせるような、こういう取組が牛久市内で始まっているんだよということを知らせるような取組が、どういうふうなことをされているのか、パトロールという話もありましたけれども、そこら辺をまず伺いたいと思います。

私、一般質問のときにも行政区への今伊藤委員がおっしゃったように女性ということをお話したことがあるんですけども、今のご答弁では管理とか個人情報もあってそれはまだなかなか難しいというお話だったんですが、そのときに防犯連絡員とか牛久地区防犯協会、こういう方たちの役割も大切なので今後考えていくというようなことをおっしゃっていたんですが、その方たちの具体的な取組というのもちよっと教えていただきたいと思います。

それから、11ページの0106のリフレを維持管理する、それぞれ言っていていいですか。（「でも一つずつのほうが何か…」の声あり）じゃあ、まずはその1点お願いします。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 今2点ですね、山本委員から。

まず、周知の方法なんですけど、これはこれから県警と相談して周知するようになると思うんですが、あまり防犯カメラがあるよとあまり全市民に言うのもどうかなというのもちよっとありまして、一応これは県警の指導の下にやります。今言ったようにちよっとこれは案なのですが、こういった防犯カメラを設置しますよというプレートを地区外に貼ってもらって、要は空き巣、泥棒がここには防犯カメラがあるから危ないんだなというのを、正直、泥棒には周知するような方法では検討しているということになります。

もう一点、防犯連絡員とかということだったんですが、防犯連絡員というのは基本的にその自治会でパトロールをやったり、あとはいろいろ牛久市のほうとかで地域防犯キャンペーンとか、そういうときに一緒にパトロールとかしたりして、実際は防犯カメラについては防犯連絡員には何もタッチしてないというのが現状なんです。今言ったように、キャンペーンとかそういうときに市内のパトロールとかを我々と一緒にやったりとかいう形の活動をしている現状です。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それでは、0106のリフレを維持管理するということところです。先ほど、この需用費が点字ブロックというお話があったんですが、たしか令和4年度の当初予算のときの御説明では2階のリフレプラザの照明と点字ブロック、そして開館時間の違いによるシャッターを2か所整備するという御説明があったんですね。なので、この令和4年度では整備されたのはどこまでだったのかというのをまずお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 管財課長。

○小林管財課長 管財課小林です。よろしくお願ひいたします。

山本委員のご質問にお答えいたします。

令和4年度、実際にリフレの2階で施工された工事、実績ということですが、リフレ市民窓口課を設置するために、確かにフリースペースと市民窓口を区分するためのシャッターというかエリア分けのものは確かに設置をいたしました。照明というのは、実際2階3階が吹き抜けになっているので照度を維持するために窓口の中に照明を設置したその工事でございます。両方とも施行済みでございます。

そして、ご質問のありました点字ブロックにつきましては、令和4年度内には実施しておりません。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 今回、需用費で上がってきたのでどうしてなのかなと思ったところなんですけれども、令和4年度の当初予算で上がってきたものがどうしてこの今のこの時期に補正を組んで実行することになったのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

実際、施工の当初は、当方のほうでも公共施設として天井を設置をするという方針で進めてまいりました。令和4年度に入りまして、まず実施設計を行ったところですが、皆様御存じのようにリフレの2階、下のフロアが大理石という状況でございます厚さが1.8ミリという厚さでございます。この大理石の上に点字びょうを打つという施工方法がこれはちょっと難しいという結論にまずその場で至りまして、実際には、リフレの2階窓口を利用される方、フリースペースを利用される方、今回はスカイスペースも設置しましたので、リフレをそういった形で利用される方々にとって一番よい点字の在り方というのをこちらのほうで検討しまして、結果ちょっと時間を要しましたが、今回補正で計上させていただいた次第です。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 ということは、大理石に打つということ自体が難しい、費用的に難しいというのか技術的なものなのか、ちょっとそこら辺、伺います。

○黒木委員長 管財課長。

○小林管財課長 実はこれ、技術的に難しいという話でして、大理石が割れてしまうということがありました。もし、点字を打つことになると相当な長さを要することになりますので、やはり私もそこはちょっと慎重に手法のほうを検討させていただきました。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。公共施設にとって点字ブロックというのはやはり大事なことなので、令和4年当初予算で上がってきたものがどうして今までかかったのかなというところでちょっと疑問があったので、その辺はやはり早く設置していただきたかったなという、これは意見です。

それから、いいですか、続けて。（「はい」の声あり）

わくわく茨城生活実現事業です。今回、移住支援金ということで280万円上がっているんですが、この前の一般質問で同僚議員からも出ていました、今までの実績、15件あって、テレワークが14件、そして関係人口が1件ということでありましたけれども、今回補正で追加となっているのは、この要件としては何に該当するのかをまず伺いたいと思います。それから、この事業を見ると单身の方と家族というのがあると思うんですが、そこら辺はこの状況がどうなってい

るのかというのを伺いたしたいと思います。

まずは、その点お願いいたします。

○黒木委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 ご質問にお答えします。

今回の280万円の補正の件でございますが、当初見込んでいた件数は受け付けられる状況ではあったんですが、その申込みの内容、世帯であるとか単身、これを積み上げましたところ最終的に予算のぎりぎりです。受ける部分について足りない金額が発生したということでございます。現在までの交付金交付済みの方の15件に加えて、1件だけ足りないのではなくてまだ受け付けていないものが複数件ございます。詳細、相談段階ですのでもちょっと控えさせていただきますが、テレワークだとか、その要件で何が足りないというのは、ちょっと今申し上げる状況にございません。最終的な実績での御報告になろうかと思っております。

もう一つ、単身世帯の内訳のところでございますが、これまで交付した15件におきましては、単身での申請、これが3件、世帯での申請が12件という内訳でございました。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

実績で15件という話だったんですが、他の自治体と比較して今これがどれくらいなのかというのがちょっと比較ができないので、県南地域で同じような、常磐線沿線で同じような環境のところの自治体と比較してこの15件という数字が多いのか少ないのか、そこら辺をお伺いしたいと思います。それから、移ってきた方たちの場所、ひたち野周辺なのか牛久駅周辺なのか、そこら辺の状況をつかんでいらっしゃったらお伺いしたいと思います。

そして、移住した人への追跡調査というんですか、1年ごとに住所地を確認しているということは、たしかおっしゃってたと思うんですが、移ってきた方たちが牛久に住んでくださって感じていること、もうちょっとこういうことをしてほしいとか、何かそういった移住した人たち同士の交流会というのか、そういった場を持っているのか、もしくはそういう意見を吸い上げる仕組みがあるのかというところをお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 政策企画課長。

○淀川政策企画課長 お答えをいたします。

まず、近隣の自治体の状況でございますが、実績については茨城県の事業になりますので県で取りまとめているところですが、特に一覧として公表されているわけではないので、当方で承知している範囲内での答えにはなりますけれども、近隣自治体、特にJR沿線でいいですと取手市、こちらは30件を超えるような申請を、これはすみません、昨年度実績です、令和4年段年度の実績になります。30件を超えるような実績をお伺いしております。それと、土浦市も20件弱、それ以外の龍ヶ崎市、阿見町等は牛久市と同じぐらいといいますか10件いかない程度、10件前後で推移しているというふうに聞いてございます。やはり、常磐線沿線の市町村は件数は多い傾向にあると。これが常磐線からやや離れるだとか、いわゆる住宅地の形成のされ方では

あると思うんですけども、そうすると実績がなかったり数件の実績になっているというような全体の傾向がございます。

続きまして、転入者の転入した住所といいますか地区につきましては、現在までの実績を確認したところ、全ての方がいわゆる市街化区域への転入でございました。ひたち野地区につきましては2件、それ以外は牛久地区というような内訳でございます。それから、転入された方への意向調査であるとかそういったところですけども、実際にこの交付金を受けて転入された方にフォローアップといいますか、後から何かしら意見を聞いたりという仕組みは今のところございません。居住の実態の調査のみの形となっております。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 分かりました。

それから、最後です。

窓口です。会計年度職員でしたか。ごめんなさい、総合窓口のところですか。会計年度職員です。11ページの0105です。

会計年度の1名の方、窓口業務というお話だったんですが、今総合窓口課で常勤の方、窓口業務、住基、戸籍、マイナンバーそれぞれあると思うんですが、常勤の方が今何名体制でやってらっしゃるのかということ、それから会計年度の方は今何名で、この方1名を入れて何名でというところの人数を確認したいと思います。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 よろしく申し上げます。

まず、正職員の内訳ですけども、窓口担当の正職員が今3名おります。あと戸籍が2名でしたか、1名退職なので、今1名になります。あと住基のほうで2名、マイナンバーで2名、あと課長1名で全部で9名になっています。

会計年度になりますが、窓口担当の会計年度が今回この1名を加えまして、本当は10名だったんですが1人退職しましたので9名になっています。あと、住基の担当が1名、それから戸籍の担当が1名、マイナンバーのほうは今8名といった形になっております。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 ありがとうございます。

今のお言葉の中にもお辞めになった方もいるということで増員も今回あるんですけども、リフレの窓口ができるに当たって何人かやはりそちらに総合窓口から行かれたので、でもそのときの御説明では、リフレで何人かそちらでの手続が増えるので、こちらの総合窓口で人数が減ることがあっても対応できるだろうというお話だったと思うんですが、今の状況はどうなんでしょうか。忙しさというのかマイナポイントは終わりましたけれども、今の人数でやっていけているのか、職員体制としてのところをお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 総合窓口課長。

○橋本総合窓口課長 リフレができたことで利用されるお客様が分散されるのではないかとこのころではありましたが、まだちょっと浸透が進んでいないようで、正直本庁にいらっしゃるお客様が、例えば証明書の発行何かですと、ごめんなさい数字が古いんですけども、総窓で4月から6月に証明書発行でいらしたお客様が7,800いらっしゃいます。対してリフレは1,000ちょっとということで、ちょっとまだ、なかなか分散が進まないような感覚があります。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 そうですね。じゃあ、ちょうどリフレの市民窓口課長もいらっしゃるの、そこら辺の周知というんですか、リフレでやっているよという外の看板というんですか道路案内にもまだあまりリフレの市民窓口という表示がされてなかったような気がするんですが、そこら辺も含めてのやはり市民への周知というのをどういうふうに考えていらっしゃるのかお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 リフレ市民窓口課長。

○齊藤リフレ市民窓口課長 リフレ市民窓口課齊藤です。

ただいまの質問にお答えさせていただきます。

まず、市民窓口の周知の方法につきましては、ひたち野リフレプラザの市民窓口の取扱業務などにつきまして広報紙ですとかメルマガ、SNS、ホームページ、あとFM-UUなどで周知をしております。また、近隣にお住まいの皆様にも市民窓口を含めてひたち野リフレプラザを気軽に御利用していただけるように、ひたち野うしく小学校区ですとか、あと中根小学校区の各行政区にチラシの回覧等も行ったりしております。今後につきましても、市民の皆様にも気軽に窓口をご利用いただけるよう継続して各種広報媒体を利用して周知を行っていきたく思っております。

あと、看板につきましては、確かに看板というものが今現在外にはないような状況ですので、ただそちらの看板につきましての効果というものは私どもも重々承知しておりますので、この後どのような形で掲示していくのが一番有効的なのかということについても検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、須藤委員。

○須藤委員 それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。

市長車・議長車・バスを運行するというので、今回の補正で上がっているのは、公用バスのエアコン修理のために民間バスの借上げということでこの件は承知いたしました。それに付随してお伺いしたいのは公用バスの修理、年間修理にどれくらいかかっているのかという、借上げではなくてエアコンが今回故障だったから直したりするわけですね。定期的な車検等も含めて、車検は修理じゃないのでそれは置いておいて、老朽化とか耐用年数が超えてきている中でどういう点で修繕等のことが上がってきているのかということについてを伺いたいと思います。

それから、その下のリフレを維持管理するところですが、今回は点字ブロックということで障害者の方々への点字ブロックですか、視覚障害の方々への誘導路ということになるわけですけども、このリフレビル開設に当たっての障害者の方々への合理的配慮、建物の中ではど

ういうふうなことが図られているのかを伺いたと思います。例えば、視覚障害で言えば点字ブロックだけではなくて、いわゆる自動ドアのところに音声のチャイムが鳴るとか案内があるとか、そういうような合理的配慮です。手話については、リモートでこちらとつながっているというのは既に視察に行ったときに伺っておりますが、その点を伺いたと思います。

以上2点です。

○黒木委員長 管財課長。

○小林管財課長 須藤委員のご質問にお答えいたします。

まず、今回補正で計上させていただいたバスの修繕の経緯をちょっと御説明をさせていただこうと思います。

実際に、今回修繕を要したバスでございますが、経過30年ほどたったバスでございます。今回、なぜ借上げをしたかというのは、エアコンを稼働するための、サブエンジンと私どもは呼んでいるんですが、メインエンジンと別のものがございまして、そこが不具合が発生しました。7月の時期に故障しまして、この時期エアコンがないというのはあまりに過酷な車内環境でございますので、そのために借上げをさせていただきました。実際、管理体制の話にもなるんですが、7月に故障したんですが、その1か月前に実は3か月点検をしていた状況にもかかわらず故障してしまったという経緯がございます。車内環境を維持するために、7月学校が終わるまで、あとは8月の期間、様々な活動でバスを使うときも対応させていただきつつ、8月の末から学校が始まり、あとはバスの修繕が終わるまでの期間、それをある程度見込みまして今回の補正の計上とさせていただきましたが、30年経過したバスということもございまして部品を調達するまでにまた時間がかかってしまいました。実際、修理が終わったのがもう9月末、ほぼ10月という形になっておりまして、現在は修理したあとは通常運行に戻っているという状況でございます。

したがいまして、バスはやはり経過年数とともに、やはり5年以降は、例えばクラッチだとかこういったエンジン関係のトラブルというのは発生しやすいです。大体1回当たり20万円から30万円程度の修繕費を要しまして、この対応に関しましては、私ども管財課の所管であります公用車を維持管理するという、こちらの修繕費で対応をさせていただいているところです。

続きまして、2つ目の質問でございます。

リフレの建物の合理的配慮でございますが、すみません、ちょっと私、今思い当たるところでの列挙になってしまって申し訳ないんですが、エレベーター内には点字の指で触って分かる点字を設置しております。あとは、窓口にいらっしゃる方で車いすを要する方のためにも1台常時設置している状況でございます。

以上です。

○黒木委員長 須藤委員。

○須藤委員 故障への対応というのは、この運行ではなくて維持管理のほうで対応している。当初予算に上がっている、いわゆる予算で大体年間収まるような状況であるということかどうかを確認させていただきたいと思えます。

それで、今回のこちらのほうに、先ほどは教育委員会で同じようにこうした補正予算が計上し

ていたんですが、こちらのほうで上がっている民間バスの借上げということに関しては、どのような目的のために、行政区のとかそういうことになるのかもしれないんですが、どのような目的のために借上げられたバスなのかをちょっと伺いたしたいと思います。

あと、合理的配慮のほうは、これは要望という形になりますけれども、この庁舎の中でも障害の方への合理的配慮、様々な点でまだ進めていかなければ、細かい点で言えばあるかと思うので、それは障害者連合会の方々等を含めて当事者のお声をいただきながら、少しでも使い勝手のいいような市役所の庁舎となるようお願いをしたいと思います。

借上げバスの目的だけお尋ねいたします。

以上です。

○黒木委員長 管財課長。

○小林管財課長 ただいまのご質問にお答えいたします。

管財課のほうで計上させていただいた今回の補正の内容でございますが、あくまでおくの義務教育学校への朝夕の送迎のみを計上させていただいております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑、意見のある方、ございませんか。高嶋委員。

○高嶋委員 高嶋です。

私からは2点ございまして、まずはふるさと納税のほうでお伺いしたいのが、今後、先ほどは1,000件ほど商品がということでしたが、今後そこを伸ばしていくのかそれとも中身をもうちょっと変えていくのか、というお考えかどうか、それと歳入額、今後伸びていくような見込みなのか、これが横ばいで維持できればいいのかなとお考えなのか、その辺をお聞かせいただければと思います。

○黒木委員長 広報政策課長。

○植田広報政策課長 広報政策課植田です。

まず、今後についてなんですけれども、今までポータルサイト、先ほども少しお話しさせていただきましたが、ポータルサイトの間口を広げるというお話をしていたんですけれども、今回寄附を募集するポータルサイトを令和5年になってからまた3つほど増やしまして全部で10サイトになりました。さらに、11月、12月にも2つのサイトを追加する予定です。今年度は、12サイトとあと店舗型のシステムを活用して寄附を募集してまいりたいと思っております。

あと、お礼品なんですけれども、今現在やっております定期便、例えばお米とか常陸牛、シャトーのビール、おせんべいとかを定期的に3か月とか6か月とか12か月とかに分けて配達します定期便、あとセット品で焼肉の食べ比べとか、常陸牛と牛久シャトーのビールなどのセット品など、あと今回ちょっとテレビでも少し報道いただきました牛久大仏の胎内の拝観ツアーとか、あと、らほつ磨きのような体験型のふるさと納税、あと現地に訪れた際に体験とか商品を支払う費用をそのままふるさと納税できる店舗型のふるさと納税などを新たに加えたことも給付額の増加につながっていると思われまので、今後も効果的に広告を活用してみたり、あとは事業者の協力を得ながら、牛久ならではのお礼品の開発に注力したいなと思っております。

収入、歳入というか寄附なんですけれども、こればかりは、こうやってこちら牛久市としてはこのようにポータルサイトの間口を広げたりお礼品を増やしてみたりとやっておりますが、寄附する方のご意向にもよりますので、なるべく目に留まるような方法、広告を出したりとかという方法をしながら多くの方の目に留まっておいただき寄附を増やすという方向で、まだ牛久市は寄附を増やす方向では考えております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに質疑、高嶋委員。

○高嶋委員 まだ、ございます。

すみません、見込があるということでありがとうございました。

すみません、もう1点は防犯カメラのほうでお聞かせいただきたいところが、こちらは、先ほどから管理のほうですが、これ、映像の確認方法というのはモニター確認とかでできるようになっているのか、わざわざどこかに行ってデータを取ってきてじゃないと確認できないものなのか、ちょっとお聞かせください。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 こちらは、防犯カメラのところに行きまして、新しいのはWi-Fiで飛んでいて直接その場にパソコンを持って行って、その場で画像を見ているという形になります。

○高嶋委員 分かりました。そういったことでちょっと作業が大変だと、台数を増やすにしても大変だということが今分かりました。

これ1台当たり補助なしで、もうマックス130万円ぐらいかかると思うんですけれども、これは一体何に強い機器なのか、耐久性だとか鮮明度なのかそういったところがもしあればお願いいたします。

○黒木委員長 地域安全課長。

○風間地域安全課長 具体的に耐久性と言われるとちょっと表現が難しいんですけれども、ずっと365日外にあるものですから、大体耐久性としてはマイナス20度から50度ぐらいまでは耐えられるようなものと、あとは画像の鮮明度もある程度人の形が分かるものとかそういったもので規制はしています。仕様書としてはそういう形でやっています。

一応、画像の保存期間も、一応要綱の中でも2週間以上ということになっているので、2週間以上は画像が撮れるような形でというふうな形の仕様ではやっております。それで、今言ったようにデータは無線LANでつなげるようにという形で、ただ一応現場に行って取らないとちょっと確認はできないという形になっています。

以上です。

○黒木委員長 高嶋委員。

○高嶋委員 ありがとうございます。

あとは意見になりますが、よろしいですか。（「はい」の声あり）

先ほど、ピラを、何か防犯カメラ設置中みたいなものを見せていただいたと思うんですけれども、ああいったのも、今回設置予定地はどちらかというと6号西側地区になると思いますが、そ

のエリアだけ貼り出されちゃうと、じゃあ貼ってない地区はこういった防犯カメラとかあまり力を入れていないのかなと流れてきちゃう、これも犯罪心理だと思うんですけども、そういったことも考えられるのでできれば、そういったものはフェイク、あくまで防犯という意味で各行政区なりでそういった掲示板で掲示するなどで、そういった防犯につながればいいのかなと思いますので、こういったことは県警とご相談の上で、もし可能であればそういったご配慮をいただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

○黒木委員長 要望ですか、高嶋委員。要望でよろしいんですね。

ほかにございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で、市長公室、経営企画部、総務部、市民部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は午後1時10分といたしたいと思います。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

午前11時57分休憩

午後1時10分開議

○黒木委員長 それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、保健福祉部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました保健福祉部所管の案件は、

議案第59号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第60号 令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

議案第62号 令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第59号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部長。

○渡辺保健福祉部長 保健福祉部渡辺です。本日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

議案第59号は、保健福祉部保育課以外全課にわたっておりますので、並び順に順次説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○黒木委員長 保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野医療年金課長 医療年金課の石野です。よろしくお願い申し上げます。

議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）医療年金課の所管分につきまして御説明いたします。

一般会計は歳入1件のみの補正となります。

一般会計補正予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

款16県支出金項2県補助金目2民生費県補助金の医療費補助金過年度精算金の1,433万2,000円につきましては、確定いたしました前年度の医療福祉費、いわゆるマル福事業の実績に基づきまして、前年度既収入額との間に生じた不足分を今年度精算金として受け取るものがございます。

以上です。

○黒木委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 高齢福祉課宮本です。よろしくお願いたします。

一般会計補正予算のうち、高齢福祉課所管分につきまして御説明を申し上げます。

まず、歳入につきまして、同じく8ページ及び9ページを御覧ください。

款15国庫支出金項1国庫負担金目1民生費国庫負担金の107万8,000円と款16県支出金項1県負担金目1民生費県負担金の53万9,000円につきましては、令和4年度における低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う国及び県からの追加交付分になります。

また、款19繰入金項1他会計繰入金目1特別会計繰入金の5,613万3,000円につきましては、令和4年度介護保険事業特別会計の精算に伴い、市負担分を一般会計へ繰り入れるものです。

次に、歳出につきまして、10ページ及び11ページを御覧ください。

款3民生費項1社会福祉費目3介護保険費の介護保険事業特別会計操出金の266万円につきましては、先ほど歳入で御説明申し上げました令和4年度における低所得者保険料軽減負担金の確定に伴う国及び県からの追加交付分に市負担分を加えて介護保険事業特別会計へ繰り出すもののほか、介護特会においてシステム改修のための補助金について返還が生じたので、返還するための原資を一般会計から繰り出すものとなります。

以上でございます。

○黒木委員長 社会福祉課長。

○石塚社会福祉課長 社会福祉課の石塚です。よろしくお願いたします。

一般会計補正予算のうち、社会福祉課所管の補正の内容について御説明いたします。

資料の10ページ、11ページを御覧ください。一番下の枠になります。

款3項1目1の0122社会福祉法人の設立認可等を審査するにつきましては、市内で障害者福祉サービスを実施している事業者より社会福祉法人を新規に立ち上げたいとの相談があり、これまでも事前協議を重ねているところでございます。

設立認可に当たりましては、牛久市社会福祉法人設立認可等審査委員会の開催に伴いまして、委員の報酬、それから費用弁償、合計8万円を計上するものになります。

この枠の一番下になります。

款3項1目16の0102総合福祉センターを運営するにつきましては、総合福祉センターに勤務する会計年度職員1名分の報酬、期末手当、費用弁償、合計310万4,000円の計上とな

っております。

以上でございます。

○黒木委員長 こども家庭課長。

○長江こども家庭課長 こども家庭課の長江です。よろしくお願いいたします。

牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、こども家庭課所管分について御説明いたします。

資料12、13ページを御覧ください。

1段目の枠になります。

款3民生費項2児童福祉費目2児童措置費の0106子育て世帯臨時特別給付金給付事業を精算するの償還金利子及び割引料につきましては、令和3年度に対象児童1人当たり10万円を支給した給付金の事業確定、精算に伴う国庫返還金50万円の計上です。

以上です。

○黒木委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 健康づくり推進課の野口です。よろしくお願いいたします。

一般会計補正予算健康づくり推進課所管について御説明いたします。

初めに、歳出です。

12、13ページ2段目の枠内を御覧ください。

款4衛生費項1保健衛生費目2予防費0110新型コロナウイルス感染症予防接種を実施する11役務費401万5,000円、秋接種に係る接種券郵送料及び審査支払手数料となります。12委託料4,361万2,000円、ワクチン接種委託料及び個別通知の印刷、封入封緘委託料、集団接種に関わる体制整備料となります。18負担金補助及び交付金、新型コロナウイルス感染症ワクチン接種個別接種促進事業補助金1,438万2,000円、接種に関わる2,000円分の上乗せ料となります。22償還金利子及び割引料2,255万4,000円、令和4年度の国庫返還金となります。合計8,456万3,000円の補正となります。

以上、国庫返還金以外は当初予算に盛り込まれていなかった秋開始接種に関わる費用を国の方針が確定したことに従い、春開始接種の実績を踏まえて予算化したものです。

次に、歳入です。

8、9ページを御覧ください。

款15国庫支出金項1国庫負担金目2衛生費国庫負担金1保健衛生費負担金、新型コロナワクチン接種対策費国庫負担金2,174万9,000円とその下2段目、1保健衛生費補助金新型コロナウイルス予防接種補助金4,026万円、合計6,200万9,000円となります。これは、コロナワクチンにかかる費用が10分の10であるため、国庫返還金を除く歳出費用と同額になります。

以上です。

○黒木委員長 それでは、これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 山本です。よろしくお願いいたします。

私からは1件、コロナウイルスのワクチンの件で。

春接種が終わって、その接種率に鑑みた秋接種というお話だったんですが、春接種の接種率はどうだったかをお伺いしたいと思います。

秋接種に関しては何%の接種率を見込んでいるのかというところをまずはお伺いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

○黒木委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 お答えいたします。

春開始接種の接種率につきましては、65歳以上が73.2%、基礎疾患と医療従事者等が96%ということになっております。

秋開始接種の接種率の見込みといたしましては、一応65歳以上は85%を見込んでおりますが、そこまでいかないかなというような予測を立てております。それ以外は、一応40%で見込みを立てております。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 この前、蓄電池が壊れていてということがあったんですけれども、あれで160本廃棄したということで、これが今後の接種への影響というものがあるのかどうかということと、あとこのときに説明の文書のほうで詳しく書いてあったんですけれども、ワクチンの配送の今後、対応としてクールを短くして対応していくというような文章があったと思います。在庫を最小限にするということで、今までは配送のクールという対応がどういう対応であって、今後今回の事故を受けて改善していくというのはどういう形を取るのかということをご具体的にお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 ワクチンの影響につきましては、ファイザーワクチンのほうが、国からの供給がいつあるかということだったんですけれども、入ってくる見込みがつきましましたので、当面今後の接種率にかかってきますけれども、今のところは影響がないということになります。その件の後に、つい3日、4日前ぐらいに国から文書が来まして、送られてくる見込みがつきましましたので大丈夫です。

それで、クールに関しましては、うちの職員が1名ではちょっと大変なので2名で配送を行っているんですけれども、その人員の関係もありまして、2週間に1回ぐらいの割合で配送していたんですけれども、その医院によって1日にどのくらい接種するかというのが大分違いますので、1日の接種人数が多いところはそれなりに1週間でも大量になりますし、そういうことを考えると何とも言えないんですが、2週間のクールを1週間ということで対応できないかということで、今検討しております。

あとは、その事故の後、国からも文書が全国に届いておりまして管理に関して気をつけていただきたいということと、あと龍ヶ崎のほうでもありましたので、その解凍した後に再冷凍しない

ようにという文書も流れております。うちのほうでも各医院に注意喚起のファクスを送らせていただきました。

○黒木委員長 ほかに、須藤委員。

○須藤委員 それでは、私のほうから1件。

民生費の社会福祉費の中の社会福祉法人設立認可等を審査するという事で、認可に当たっては審査会を開催しそれに付すということになっていると手続上は思っております。この手続に関してなんですけれども、何年か前に介護施設が設置されるに当たって、法人を設立してそれで介護施設が建設に着手されたというようにいきさつがあった。そのこの団体に関連してなんですけれども、当初理事長で名前が挙げられていた方が、設立後間もなく理事長が交代になっている、こういう場合は定款の変更というようなことに当たるのかどうか、その変更の手続というのは、やはり市のほうに届出をしなければいけないというふうに私は認識しているんですが、その辺のことについて、これはちょっと前のことですから課長が御存じかどうか分からないんですけれども、だから設立後、定款の変更などがあった場合には、どのようなことで手続が行われるのか、その際に申請に当たると、理事長交代というのは大きな変更になるのかどうか分からないんですけれども、そういうものは問題にはならないのかどうか、ちょっとその点を確認させていただきたいと思います。

○黒木委員長 保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 当時のこととして手元に資料もない中での御答えになりますので、そのあたりはすみません、申し訳ないですが御容赦いただきたい部分もあるんですが、まず一般論といたしまして、理事長を含めて役員の変更というのは定款そのものには当たりませんので役員の変更の登記で済むものと思われまます。一方で、定款の変更があった場合には必ず審査会に付すことなのかどうかというご質問かと思っておりますけれども、必ずしも定款の変更であるからといって直ちに全て市の設立認可等の審査委員会にかけられるものではなくて、極端な話ですけれども、法人の解散に関するとか合併に関するとかそういう大きな部分、という表現でよろしいでしょうか、という部分であればもちろん審査会の所掌事項には当たるんですけれども、ですのでケースバイケースと申しますか、一律のものではないというふうに認識しております。

○黒木委員長 須藤委員。

○須藤委員 ちょっとこの件を申し上げたというのは、やはり法人が安定的な運営をしていくときに当たって、当初理事長、それから以下の役員として最初に法人の認定に当たって、そのことがきちんと通ってから介護施設の建設という認可のほうにつながっていくわけです。認可が終わって建設に当たってすぐ理事長が多分交代したのではないかなと思うと、この辺が、やはりそういう法人の信頼性というような意味でいかなものなんだろうかと危惧するところなんです。ですので、認可に当たってどういう法人がどういうものを目指してどういうふうに今後の運営に当たっていくのかということについては慎重に御検討をいただきたい。今回の団体がどうこうというものではなくて法人の認可をするときには、とりあえずこれを建設するに当たって通しやすいからこうするんだみたいなものが横行するようなことになっては、大変牛久市としてはまずいと

いうふうに思いますので、その点を慎重見極めながら、こうした手続に当たっていただきたいということを要望して私の意見とさせていただきます。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、鈴木委員。

○鈴木委員 すみません、先ほどのコロナワクチンのところでちょっと聞き逃してしまったんですけども、春接種が65歳以上が努力義務があるんですね。64歳未満で基礎疾患のある人でしたね、あと医療従事者の人たちが接種対象でしたね。秋接種は65歳以上は引き続き努力義務があるんですね、たしか。それ以外に関しては努力義務がなくて初回接種をした人が全て対象ということでしたね。先ほどお話があったのは、64歳未満の方の秋接種というものの接種の見込みが40%ということでしょうか。

○黒木委員長 健康づくり推進課長。

○野口健康づくり推進課長 すみません、そうですね、私もちょっと言葉足らずだったなというところがあったんですけども、春開始接種と秋開始接種というのは対象者が違いまして、春開始接種というのは65歳以上の方とあと基礎疾患を有する者と医療従事者なんですけれども、それが5歳以上なんですけど、秋開始接種は生後6か月からということで、希望があれば接種できるんですけども、努力義務があるのは65歳以上の方と生後6か月以上の基礎疾患を持つ者ということになっております。先ほどの40%とお話ししたのは努力義務以外の人全部を合わせてということになります。失礼しました。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、質疑及び意見のある方御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第59号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第60号令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第60号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼医療年金課長。

○石野保健福祉部次長兼医療年金課長 医療年金課石野です。

議案第60号牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入2件、歳出4件の補正で、歳入歳出それぞれ293万1,000円を追加し、補正後の予算を77億2,457万9,000円とするものでございます。

まず、歳入について説明いたします。

補正予算書6ページ、7ページを御覧ください。

四角囲み2つございます。

まず、上の四角囲みは県補助金であります特別調整交付金でございます。補正額214万5,000円、こちらは歳出のほうで説明いたします。国保のシステム改修費用に対する10割補助金の計上でございます。また、下の四角囲み、こちらは前年度繰越金の78万6,000円でございます。これは令和4年度、前年度の国保特会の決算確定に伴い生じました実質収支を計上する

ものでございます。

続きまして歳出は、予算書の8ページ、9ページを御覧ください。

四角囲みが4つございます。

まず、一番上の四角囲み、事業0106の国民健康保険制度を適正に運営する、こちらの事業費全体の214万6,000円につきましては、まず委託料の214万5,000円、こちらが先ほどちょっとお話ししました国保のシステム改修費用の予算となっております。今回の議会では上程していないんですけれども、12月に予定しております国民健康保険における産前産後の方の国保料を4か月減免するというものが国のほうで議論されておりました決定がもう間もなくでございますので、そちらがあった場合に対象者の方の4か月分の国保税を無償化するというシステム改修に当たります。また、負担金の1,000円につきましては、県のほうから請求がありました退職者医療共同事業拠出金の補正となります。

続きまして、2番目の四角囲みと3番目の四角囲みはどちらも県の納付金の補正でありまして、当初予算の確定後に県のほうから再度通知が来ました。どちらも退職被保険者医療給付費分なんですが、退職者の医療給付費分と退職者の後期高齢者支援金分が4,000円分ちょっといってこいになりましたので、同額4,000円分をそれぞれ増額と減額補正するものでございます。

最後、一番下の四角囲みは基金積立金でございまして、こちらは令和4年の国保特会の決算確定に伴い生じた実質収支の余剰金を、今回の補正の歳入歳出差引きで残った分を後年度に活用するため積立基金のほうに積み立てる増額計上となります。

説明は以上です。

○黒木委員長 これより議案第60号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第60号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第62号令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第62号について、提案者の説明を求めます。保健福祉部次長兼高齢福祉課長。

○宮本保健福祉部次長兼高齢福祉課長 改めましてよろしくお願いたします。

議案第62号令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

今回の補正内容は、歳入歳出それぞれに1億5,147万2,000円を追加いたしまして、総額を62億6,440万2,000円とするものでございます。

まず、歳入につきまして議案書の6ページ及び7ページを御覧ください。

今回の補正ですが、節の区分のところに過年度分ですとか前年度という文字がございますように、令和4年度の精算に伴います追加交付、それから前年度繰越金が主な内容となります。そのほか、システム改修のために受けておりました補助金について返還が生じたので、返還するための原資を一般会計から繰り入れるものとなります。

次に、歳出につきまして議案書の8ページ及び9ページを御覧ください。

内容は、やはり令和4年度の精算に伴うものが主なものとなります。

一番下の表からの御説明になりますが、一般会計繰出金5,613万3,000円は令和4年度の精算に伴い一般財源分を一般会計に繰り出すものです。

次に真ん中の表、償還金4,171万円につきましては、令和4年度の精算に伴い国と県に返還するものが主なものとなります。さらに、準備基金積立金5,312万9,000円は、令和4年度の全ての精算が終了した後、準備基金に積み立てるものとなります。

以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第62号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で保健福祉部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで、執行部説明員の入替えを行いますので、暫時休憩いたします。再開は1時55分いたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

午後1時42分休憩

午後1時55分開議

○黒木委員長 それでは、時間となりましたので、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、環境経済部、建設部所管の案件について審査を行います。

本委員会に付託されました環境経済部、建設部所管の案件は、

議案第59号 令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）

議案第61号 令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）

議案第63号 令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）

以上3件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いいたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いいたします。

これより議事に入ります。

議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第59号について、提案者の説明を求めます。環境政策課長。

○飯島環境政策課長 環境政策課飯島です。よろしく願いいたします。

議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）における環境政策課所管の補正内容について御説明いたします。

歳出予算の補正になります。

補正予算書の12ページ、13ページの2段目を御覧いただきたいと思います。

款4衛生費項1保健衛生費目6雑草除去費の0101空き地の雑草除去を指導するにおきまし

て、新エネルギー対策室の会計年度任用職員1名を6月1日から採用したことに伴う報酬と期末手当、費用弁償の増額補正となります。これは、当課職員が前年度比2名減となったことに加え、新エネルギー対策室職員1名が4月から療養休暇に入りまして、計3名の減となってしまったため採用したものでございます。本年度は、年度途中からの採用ということで、もともと雑草除去業務を行う会計年度任用職員の報酬等を計上していた科目での補正となっておりますが、来年度につきましては、新エネルギー対策業務が該当する科目での予算計上を予定しております。

環境政策における補正内容は以上となります。

○黒木委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課野島でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）のうち、下水道課所管の内容につきまして御説明をいたします。

歳出になります。

同じく12ページ、13ページを御覧いただきたいと思います。

12ページ、13ページの上から3段目の欄になります。

款8土木費項4都市計画費目2公共下水道費0101下水道事業会計負担金でございますが、後ほど議案第63号牛久市下水道事業会計補正予算におきまして御説明をいたしますが、下水道事業会計における執行額に不足が生じる見込みとなったことから、下水道事業会計補助金として274万4,000円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第59号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 以上で議案第59号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第61号令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第61号について、提案者の説明を求めます。農業政策課長。

○後藤農業政策課長 農業政策課後藤です。よろしくお願いをいたします。

それでは、議案第61号令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）について御説明させていただきます。

青果市場特別会計補正予算につきましては歳入歳出と連動しておりますので、同時に説明させていただきます。

初めに、令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算書の6ページ、7ページを御覧ください。

歳入になります。

款4繰越金項1繰越金目1繰越金節1前年度繰越金4万1,000円です。

次に、8ページ、9ページを御覧ください。

歳出になります。

款1総務費項1総務管理費目1一般管理費節24積立金4万1,000円です。こちらは、令和4年度青果市場事業の決算確定において余剰額を繰り入れ、地方財政法第7条の規定により繰り入れた全額を基金へ積立てをするものです。

以上となります。

○黒木委員長 これより議案第61号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願います。山本委員。

○山本委員 お願いいたします。息が切れているところすみません。

青果市場の件なんですけれども、令和4年度の当初予算の予算委員会のとときに、今後の青果市場の方向性ということで閉鎖もしくは直販、直売、民間の活用といったことも、そういった経営転換も考え方として述べられていたと思います。今回の決算委員会のとときにも、結局令和4年度の品目、販売額ともに減少して、販売額と売上げに関しては400万円の減少ということだったと思います。今年度の当初予算で財政調整基金を全て繰り入れて同じように行われたわけなんですけれども、今後この青果市場をどうしていくかというのが2年目になっているわけなんですけれども、その中での方向性というのが、どういう方向性になっているのかということをお伺いしたいと思います。

○黒木委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 お答えいたします。

経営面からいたしますと、確かに平成30年度と比較いたしますと取扱量に関しましては販売額に対しては26.9%の減、入荷量につきましては23.2%の減、手数料収入にいたしましても26%の減と非常に苦しい状況が続いております。原因といたしましては、農家の高齢化であるとかそういったものが多分にあると考えております。

経営面からすると非常に苦しい状況が続いておりますけれども、その一方で青果市場が果たしている役割といいますのが、まず市営青果市場の独自の取組みといたしまして小規模農家、大きい市場や農協出荷をしていないような小規模農家の庭先集荷、こちらの市場の職員が各農家の庭先を回って集荷をして小規模農家の出荷先としての機能を有しております。

また、一番大きな特徴としまして市内の学校給食の食材、地産地消の一端を担っておりますけれども、こちらについてもかなりの多くの食材を市場に頼っているような状況でございます。例えば、学校の献立会議なんかですと市場の職員と一緒に参加をしまして市内の野菜とか食材の調達ができるかどうか、また農家との調整役を市場の職員が行いまして地産地消に努めているということがございますので経営面からいたしますとかなり苦しい部分はありますけれども、小規模農家の出荷先の確保並びに学校給食の地産地消等を考えますと、一概に赤字だから閉鎖というような考え方にはならないのかなと考えております。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 閉鎖というのに限ったわけではないんですけれども、ほとんどが、これ今人件費が

かかっているという状況の中で、今後、今の大事なお仕事もよく分かります、それを青果市場でやっていく形態がいいのかどうかということも含めた考え方というのはどうなのでしょう。あとどれぐらいで結論が出ていくようなものなのか、ちょっとお伺いしたいと思います。部長ですかね。

○黒木委員長 環境経済部長。

○大徳環境経済部長 環境経済部大徳です。

今、農業政策課長から答弁があったとおりで、経営面、あとは保護しなくてはいけないという面があります。今、山本委員からあと何年くらいをめどにというお話だったんですけども、あと何年ということではなかなか言えないところはあると思うんですけども、例えば今閉鎖という話が出たんですけども、例えば今出荷されている方、庭先の小規模の農業者の方、それと学校給食、その辺の点をクリアができれば、クリアの仕方をどういうふうにしていくかというのはあるんですけども、新たな出荷先を決めるですとか学校給食についても市場を通さずに何か手当てをすとかということも考えていくということになると思うんですけども、今出荷されている市場を利用されている農業者の方、学校を含め消費者の方、そちらをうまくというか、そこを整理してクリアにすることができればというようなところで、そこは私どももどうしたらいいかというのは考えていきながら、毎年、当然これまでもそうですし、これからも繰入金を取りながら、基金はもうほとんどなくなっている状況なので、繰入金、一般会計を取りながらやっていくしかないというところがありますので、その辺の見合もあるんですけども、そこと、もし市場をなくしてもあるいは別な代替の施設、そういったものでやっていけるのか、そういったところも総合的に考慮していく必要はあろうかと思えます。ただ、何年ということは、申し訳ないんですが申し上げられません。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、須藤委員。

○須藤委員 私のほうからも、青果市場の役割というような意味で、そういうような質問になってしまうかなというふうに思いますが、御答弁いただければと。

今、課長のほうから御説明があった青果市場の果たす役割の中で地産地消、学校給食への食材を提供というようなこと、それから小規模農家の保護というか、そういうような意味でありますけれども、昨今の異常気象というか夏場の暑さとかそういうことで農家のほうも大変苦慮されていると思うんですけども、大規模な出荷、東京の市場のほうに出荷すとかというような状況ではない小規模農家のそういう農産物への、何というのか需要の供給のバランスで供給量が少なくなれば価格が上がるというような意味で、価格のほうにこういうふうには反映されるような状況、この小規模な農家の場合、そういう体制が取られているのかどうか、例えば学校給食がメインであるとなかなかこれも価格転嫁が難しいというような実態があるのではないのかなというふうに思うんですけども、農家を守るというような意味では、やはり価格への供給量と需要の関係で言えば価格を上げていくということも必要で、市場ではそういうふうになるわけで、その辺の小規模農家への保護育成というか、そういう点では価格との関係ではどうというような状況になって

いるんでしょうか。

○黒木委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 お答えさせていただきます。

農業生産物に関しましては、やはり相場に左右されるというのが大前提でございます。いろいろ販売先についても多種多様、例えば直売であるとか自分の庭先で直売をすることかいろんな形態があると思います。市場は果たす役割の中で庭先集荷、先ほど御説明させていただきましたけれども、現在市場の入荷、令和4年度の例を申し上げますと、総入荷量に対する庭先集荷の率が30%弱ということでそんなに多くはないのかなというところがございます。いずれにしても状況を聞きますと、高齢者、かなり小規模でやられているというような方々が多い状況でございますので、そういった方々をまず庭先まで、重いですから、庭先まで持って行って、そこで市場で競りをかけるとなると多少なりとも相場のほうも高ければ比較的高く売れるというような状況でございますので、庭先集荷をやることによって高齢零細農家の助けになるのではないかなと考えております。

○黒木委員長 須藤委員。

○須藤委員 そうしますと、小規模だから商品取引上、価格反映というかそういうものが不利になるというような状況ではないというふうに理解してよろしいんでしょうか。

○黒木委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 そのように考えております。

各農家、作物を作ると、まず売り先を確保することから始まるかと思えます。その売り先の一つとして市場を御選択されておりますので、リスクがあるかどうかは分かりませんが、メリットデメリットは享受されているかなと考えております。

○黒木委員長 ほかに、池辺委員。

○池辺委員 よろしく申し上げます。

今のように庭先集荷や何かを守っていく、例えば競りにかけることによって価格や何かも高騰する場合もある、そういった形の御説明を受けたんですけれども、私はそれが間違いとかではなくて、今ちょうど23号線があそこが開通して特にいい場所になっていると思うんですよ、いろいろな意味合いで。あそこに市場を、うまく言えないけれども、こだわる理由はちょっと今、今度なくなっただんじゃないかなというところがあるんですけれども、市場を例えばどこかに移転するとかいうのは、今回はこの予算とちょっと関係ないんですけれども、そういった考えはあるのかどうかというのはちょっと伺いたいなど。

○黒木委員長 農業政策課長。

○後藤農業政策課長 市場の移転についても、当然のことながら先ほど山本委員のほうからありましたとおり令和4年度の当初予算の中で移転であるとか、その中の一つの選択肢として挙がっております。しかしながら、市場を移転となりますと建物の解体、それから移築という費用もかかりますので、確かにあそこの今現在の23号線の土地は、土地の評価額も高いと思っておりますけれども、移転先の初期投資等を考えた場合に、それらを回収できるのかということも非常に

悩ましいところをごさいますて、なかなか厳しい、移転をしてまた市場を同じような形態でやっていくというのはちょっと厳しいのかなと考えて、今後検討する中では当然一つの選択肢として考えていくべき問題だと思っております。

以上です。

○黒木委員長 ほかにございせんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 それでは、以上で議案第61号についての質疑及び意見を終結いたします。

次に、議案第63号令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案第63号について、提案者の説明を求めます。建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 下水道課野島でございます。よろしくお願いをいたします。

それでは、私のほうから議案第63号令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）の内容につきまして御説明をいたします。

議案書の8ページ、9ページを御覧いただきたいと思ひます。

8ページ、9ページになります。収益的収入及び支出でございます。

先に下の欄、収益的支出から御説明したいと思ひます。下の欄、御覧ください。

款2下水道事業費用項1営業費用目8業務費節35雑費でございますが、上水道の漏水などにより過誤納された下水道使用料の還付金につきまして不足する見込みとなったことから、274万4,000円を増額するものでございます。なお、今回の補正につきましては、牛久シャトー内での上水道の漏水に伴う還付及びその他2事業所への過誤納などに伴う還付分でございます。

続きまして、上の欄、収益的収入になります。

款1下水道事業収益項2営業外収益目2補助金につきましては、ただいま支出で御説明いたしました下水道使用料の還付金の不足分として274万4,000円を増額するものでございます。また、以上の補正及び決算確定に伴いまして、関連する財源内訳や財務諸表の修正も併せて行っております。

説明は以上でございます。

○黒木委員長 これより議案第63号に対する質疑及び意見を行います。

質疑及び意見のある方は御発言願ひます。山本委員。

○山本委員 よろしくお願ひいたします。

今、牛久シャトー(株)の上水道の精算に伴うというお話だったんですが、シャトーの決算書を見ますと2023年3月に修繕を行ってそこから3か月遡った15か月分という、上水道に関してはあるんですが、その分に伴う下水道でいいのかどうか、ちょっとそこら辺、確認したいと思ひます。

○黒木委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

今、山本委員がおっしゃったように上水道のほうで認定をされているのが3か月ということで、牛久市の下水道の場合は、下水道の条例の19条の中で、水道水を使用した場合は水道水の使用

水量とする、これ汚水の量です、算定についてそういうふうに条例で定めております。県南水道企業団のほうで漏水を牛久シャトーと協議して漏水があったというふうに認定をしました。ですので、上水道が認定した水量イコール下水道としてもその水量を認定という形になりますので、1か月当たり502立方メートルというものを減免後の通常の使用水量というふうに県南水道が認定しましたので、それよりも超えている部分についての還付という形になります。

県南水道につきましては、ちょっと理由と詳細については私どもで把握はしきれておりませんが、県南水道のほうの条例で3か月をマックスとして還付するというふうに定めておりますので、県南水道は3か月、牛久市の下水道につきましては、地方自治法に基づきまして時効5年としております。さらに、下水道のほうの告示で、5年を超えてさらに遡ってお返しすることができるように牛久市の下水道は制度設定しておりまして、そちらにつきましては還付金ではなくて補償金という形でお返しをするというふうになってございます。

今回、先ほどいった502立方メートルを超える部分について遡っていきますと、令和3年6月から502立方メートルを超える水量になっておりますので、ここから漏水が発生をしてメーターの読みがどんどん増えていったと考えております。令和3年5月以前は502立方メートル未満でしたので、ですから遡るのが令和3年6月まで遡って5年未満ですので、還付金という形で牛久市で水道としましては遡った上でお返しをするという形になってございます。

ちなみに、請求させていただいた水量は2万5,496立方メートル。先ほどお話しをした502立方メートルという月当たりの水量で認定をしますと1万1,044立方メートルというのが本来請求すべき量ということで、その差となる1万4,452立方メートル分、約254万4,000円を還付という形で、今回還付金として補正をさせていただくものです。

その他2事業所につきましては漏水ではなくて過誤納という形で、金額は少ないんですけども、シャトーだけではなくてほかに2事業所が含まれております。

以上です。

○黒木委員長 山本委員。

○山本委員 ご丁寧にありがとうございました。

今回、牛久シャトー(株)で、もう2事業所というお話だったんですけども、これはこういう漏水していたことが分かったときは一般の市民家庭、そういうところにも適応されるのかどうかを確認したいと思います。

○黒木委員長 建設部次長兼下水道課長。

○野島建設部次長兼下水道課長 お答えをいたします。

今、ご質問のあったとおり、企業、事業所に限らず一般の家庭でももちろん還付等させていただいております。この還付につきましては、まず漏水があったという事実確認をする必要がありますので、必ず修理をした請求書もしくは領収書と修理しているときの写真、こちらは提示してくださいということをお願いしています。県南水道も同じです。それを元に県南水道として漏水というものを認定をして初めて牛久市としても上水道を使っている方については認定となります。

井戸水を使われている方については県南水道では認定しないので、下水道課のほうで確かに、

井戸水の場合は基本的にメーターがついていなければ人数換算なんですけれども、井戸水でメーターがついている場合の漏水をしていたというものについては、同じように工事の請求書、領収書と工事の写真を下水道課のほうに提示いただいて認定するという形で、事業所、個人関係なく還付をしております。

以上です。

○黒木委員長 ほかに、63号に対する御意見、質疑等はございませんか。

なければ、以上で環境経済部、建設部所管の質疑及び意見を終結いたします。

ここで暫時休憩し、再開後討論、採決を行います。再開は2時35分といたします。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

午後2時24分休憩

午後2時33分開議

○黒木委員長 少々定刻前ですけれども、休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、討論がありましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 ございませんね。なければ、以上で討論を終結いたします。

これより付託されました5件の議案につきまして、順次採決いたします。

採決は挙手により行います。

まず、議案第59号令和5年度牛久市一般会計補正予算（第4号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第60号令和5年度牛久市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第61号令和5年度牛久市青果市場事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第62号令和5年度牛久市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第63号令和5年度牛久市下水道事業会計補正予算（第1号）は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○黒木委員長 挙手全員であります。よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました案件審査は全て終了いたしました。

お諮りいたします。委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○黒木委員長 異議なしと認めます。

よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これをもちまして、予算常任委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

執行部の皆様、お疲れさまでした。

午後2時36分閉会